滋賀県議会議長 富田博明様

## 日本共産党滋賀県議会議員団 団長 節木三千代

## 政務活動費の不正流用疑惑の解明について

政務活動費については、地方自治法第100条で規定され、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」(第14項)「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」(第15項)「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする」(第16項)とされています。

ところが、報道によると「自民党滋賀県議会議団の政務活動費を管理する口座で、収支報告書に記載のない不明朗な出入金が繰り返されていた」とされています。これが事実であるならば、県民の負託に背く重大な問題です。

地方自治法にもとづく政務活動費の使途の透明性の確保が求められている議長におかれては、この問題の事実経過、その詳細および問題点について県民に明らかにすべきです。以上申入れます。